

平成 13 年 12 月 26 日  
企業会計基準委員会

## **退職給付制度間の移行等に関する企業会計基準適用指針の公開草案の公表**

企業会計基準委員会では、平成 13 年 6 月に確定給付企業年金法及び確定拠出年金法（以下、「新年金法」という。）が公布されたことに伴い、これら新年金法により可能となった退職給付制度間の移行等に関する会計処理について検討してまいりましたが、平成 13 年 12 月 25 日（火）の第 6 回企業会計基準委員会での以下の会計基準及び適用指針の公開草案の公表が承認されました。

今後、平成 14 年 1 月 18 日（金）まで当委員会のホームページ（<http://www.asb.or.jp>）等で広くコメントを募集した上でこれを検討し、最終的な適用指針を公表する予定です。

### **公表する公開草案**

「企業会計基準適用指針公開草案第 3 号 退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)」

#### 問い合わせ先

企業会計基準委員会（Tel 03-5561-8449）

西川 郁生、秋葉 賢一

## 公開草案の概要

### 背景と目的

新年金法の制定により、次のような退職給付間の移行が可能となった。

|             |               |
|-------------|---------------|
| 確定給付型退職給付制度 | 他の確定給付型退職給付制度 |
| 確定給付型退職給付制度 | 確定拠出年金制度      |

このため、退職給付給付制度間の移行や退職給付制度の改訂等により、退職給付債務が増加又は減少した場合の会計処理について明らかにする必要が生じた。

### 退職給付制度の終了

#### < 定 義 >

##### (1) 退職給付制度の終了

退職給付制度の廃止（全部終了）

退職金規程の廃止、厚生年金基金の解散、税制適格退職年金制度の全部解除等をいい、支払等の有無を問わない。

退職給付制度間の移行又は制度の改訂により、退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合（一部終了）

##### (2) 確定給付型退職給付制度間の移行

原則として前後の制度を一体のものとし、終了にあたらぬ。

##### (3) 大量退職（＝会計処理上、退職給付制度の一部終了に準ずる）

工場の閉鎖や営業の停止等により、従業員が予定より早期に退職する場合であって、退職給付制度を構成する相当数の従業員が一時に退職した結果、相当程度の退職給付債務が減少する場合。

当該企業の実態に応じて判断すべきものであり、一律に示すことはできないが、構成従業員が退職することにより概ね半年以内に30%程度の退職給付債務が減少する場合は、少なくともこれに該当。

#### < 会計処理 >

終了時点で、当該**退職給付債務の消滅を認識**し、終了部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を**損益認識**。

**未認識項目**（未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額） 終了部分に対応する金額を**損益認識**。

\* 表示 及び で認識される損益 原則として、特別損益に純額表示。

## 退職給付債務の増額又は減額

### < 定 義 >

退職給付制度間の移行又は制度の改訂による、退職給付債務の**支払等を伴わない**増加部分又は減少部分

- cf. 退職給付債務の支払等を伴わずに、退職給付制度が廃止された場合  
退職給付債務の減額ではなく、退職給付制度の終了にあたる。

### < 会計処理 >

退職給付債務の**増額又は減額** = **過去勤務債務**に該当

原則として、各期の発生額について、**平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理。**

当該増額又は減額が行われる前に発生した**未認識項目**  
**従前の費用処理方法及び費用処理年数を継続して適用。**

### 適用時期

平成14年4月1日以後に生じた**事象**につき適用。

**早期適用容認**（確定拠出年金制度への移行については早期適用奨励）

以 上